

京情個審答申第28号  
令和6年1月26日

京都府公安委員会  
委員長 増田 壽幸 様

京都府情報公開・個人情報保護審議会  
会 長 山 本 克 己

公文書非公開決定（公開請求拒否）に係る審査請求に対する  
裁決について（答申）

令和4年4月18日付け公委第373号で諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

## 第1 審議会の結論

本件事案について、処分庁が非公開（公開請求拒否）とした判断は、妥当である。

## 第2 審査請求に至る経過

- 1 令和元年12月27日、審査請求人は、京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号。以下「情報公開条例」という。）第4条の規定により、京都府警察本部長（この答申において「処分庁」という。）に対し、「平成〇年〇月〇日に〇が〇で急変し、時間経過後に119番通報された音声と通報者が記録された資料、覚知してから現在までの（音声、録画、写真、医療データ類と下記を含める）全ての記録、全ての資料。119番通報を覚知して〇施設及び〇病院に駆けつけた者の氏名と役職が記載又は記録された資料の一切。その際、〇から〇の状況を告知された者の氏名とその記録。〇病院の救急室の中で〇の写真を撮った者の氏名と役職、その時に映した写真の全て、それに立ち会った全ての者の氏名と役職、〇病院から撤収する旨の指令をした者の氏名と役職、その時間が記載された記録と資料。同日、死亡した〇に関する全てのもの。遺族対応をした全ての者の氏名と役職、その時間と内容が記載された記録と資料。遺族に対して解剖の適切な説明を行わず、司法解剖にすべき遺体を新法解剖にした者の氏名と役職。解剖に立ち会った者の氏名、〇を〇警察署内に運び入れてから遺族に引き渡すまでの間に〇に触れた全ての者の氏名。調査、捜査、押収品、検視、検案、解剖、遺体安置、弁護士対応、現場検証、面会など、全ての記録、全ての資料。これらを担当した者（医師を含む）の氏名、及び、これらの者が作成した（写真を含む）全ての資料、一切の記録。霊安室で〇に面会した者の氏名、遺体管理者の氏名、押収品を管理した者の氏名、遺族対応をした者（全ての）氏名と役職、日時、その記録。医師及び弁護士を含み〇に関する話を担当者とした者の氏名とその内容。〇の相談、供述、主張、告知（郵送による文書、電話による会話を含む）等に関する全ての記録、資料の一切。それぞれに対応した者の氏名と役職。上記に関する（それぞれの日付・時刻・内容詳細）が記録された記録、資料。」を内容とする公文書（以下「本件公文書」という。）の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 2 令和2年1月17日、処分庁は、本件公文書の存否を答えること自体が、非公開とすべき情報に該当するとして、公文書非公開決定（公開請求拒否）（以下「本件処分」という。）を行い、同日、審査請求人に公文書非公開決定通知書（公開請求拒否）を送付した。
- 3 令和2年4月17日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として審査庁である京都府公安委員会に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

- 4 令和4年4月18日、諮問庁である京都府公安委員会（以下「諮問庁」という。）は、情報公開条例第19条第1項の規定により、京都府情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に本件審査請求に対する裁決について諮問した。

### 第3 本件審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

### 第4 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が審査請求書及び反論書並びに当審議会における口頭意見陳述において述べている主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件請求とは別の諮問庁に対する本件公文書の公開請求においては、諮問庁から本件公文書を保有していないことを理由とする非公開の決定を受けている。よって、本件公文書の存否を答えること自体が、個人に関する情報であって通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められ情報公開条例第6条第1号の規定により非公開とすべき情報に該当する（情報公開条例第9条に該当）とした処分庁の判断は、適当でない。
- 2 審査請求人は、本件公文書に係る特定の事案において特定の個人が殺害されたと考えており、遺族としてその経緯、原因等を知る権利がある。にもかかわらず、本件処分によって京都府警の保有する情報を知る権利を侵害されている。

### 第5 諮問庁の説明の要旨

弁明書及び再弁明書並びに諮問庁の職員による口頭説明において述べていることを総合すると、おおむね次のとおりである。

- 1 本件公文書の特定においては、特定の個人が死去した事実及び特定の個人の死亡に関して警察が調査した事実が前提となっている。
- 2 万人に公開することが前提とされる公文書公開請求制度において、個人を特定して行う本件請求は、対象となる公文書の内容はもとより、取扱いの有無を明らかにすること自体が「通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの」であると言え、もしこれを明らかにすれば、個人を特定し、かつ、個人のプライバシーを侵害することが明白である。

- 3 本件公文書は、その性質上、京都府個人情報保護条例（平成8年京都府条例第1号）に基づいて開示されるべきものであり、情報公開条例に基づく公文書公開請求の対象とはならない。
- 4 以上のことから、本件審査請求には理由がなく、処分庁が非公開（公開請求拒否）とした判断は、妥当である。
- 5 なお、処分庁においては、審査請求人からの同趣旨の個人情報開示請求を正式に受理し、対応しているものである。

## 第6 審議会の判断理由

- 1 審査請求人は、本件公文書の存否を答えること自体が非公開情報に該当するとした処分庁の判断が適当でない旨を主張していることから、この点について検討することとする。
  - (1) 公文書の公開請求に対しては、当該公開請求に係る公文書の存否を明らかにして公開又は非公開の決定をすべきであるが、情報公開条例第9条は、例外的に公文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否すること（存否応答拒否）ができる場合について規定したものである。
  - (2) 同条に規定する「当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなる」とは、公開請求に係る公文書が具体的にあるかないかにかかわらず、公開請求された公文書の存否について回答すれば、通常他人に知られたいと望むことが正当であると認められる非公開情報を公開することとなる場合をいう。
  - (3) そもそも公文書公開制度は、情報公開条例第4条が定めるとおり、何人に対しても等しく公開請求権を認めるものであり、請求人と公開請求に係る公文書に記載された内容との関係性、請求の理由や利用目的等の個別的事情は問わないものである。

したがって、公文書の公開を請求するものが誰であるかによって、公開、非公開の結論に影響を及ぼすものではない。
  - (4) これらのことを本件請求について当てはめると、本件公文書の特定においては、特定の個人が死去した事実及び特定の個人の死亡に関して警察が調査した事実を前提とすることとなり、まさにこれは「当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、通常他人に知られたいと望むことが正当であると認められる非公開情報を公開することとなる場合」に該当すると言わざるを得ない。

2 また、審査請求人は、本件請求とは別の諮問庁に対する本件公文書の公開請求において、諮問庁が本件公文書を保有していないことを明らかにしていることから、本件請求に対して処分庁が本件公文書の存否を明らかにしないことについて疑義を呈しているようである。

しかしながら、京都府公安委員会が行った公文書非公開決定（不存在等）は、本件公文書のような個別具体的な事件事故に関する文書を探索し、その結果、不存在としたものではなく、そもそも処分庁の権限に属する本件公文書を含む個々の事務執行に係る公文書一般を保有していないことを理由とするものである。

したがって、同一の公文書の公開請求に対し、各別の実施機関である京都府公安委員会と処分庁が異なる処分を行ったとしても、そのことに矛盾があるとはいえない。

3 よって、本件請求に対し、公文書非公開決定（公開請求拒否）とした処分庁の判断は、妥当である。

#### 4 結 論

以上の理由から、「第1 審議会の結論」のとおり判断するものである。

参考

審議会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和4年 4月19日	諮問書の受理
令和4年 6月28日	第1回審議会
令和4年10月21日	第2回審議会
令和4年12月13日	第3回審議会
令和5年 2月 8日	第4回審議会
令和5年 6月 9日	第5回審議会
令和5年10月24日	第6回審議会
令和6年 1月11日	第7回審議会
令和6年 1月26日	答 申

調査審議に関与した委員

京都府情報公開・個人情報保護審議会第1部会

委員（部会長） 山 本 克 己  
委員 奥 野 美奈子  
委員 原 田 大 樹  
委員 宮 本 恵 伸  
委員 山 舗 恵 子